

木造住宅耐震診断事業のお知らせ

～受診希望者を募集しています！～

いの町では、南海地震に備え、木造住宅の安全性の向上を図り地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、木造住宅耐震診断事業を実施しています。

これは、住宅の耐震診断を希望する町民の皆様に耐震診断士を派遣し、診断を行うものです。

住宅の耐震診断の受診を希望される方を次のとおり募集しています。

1. 診断方法

申込者の住宅を診断員が訪問し、申込者の立ち会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口（開口部）から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。

2. 対象となる住宅

町内に所在し、次の要件を満たす木造住宅が対象となります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された建物で昭和57年1月1日までに竣工した階数が2階以下の建物
 - (2) 併用住宅においては、居住の用に供されている部分があるもの
 - (3) 枠組壁工法又は丸太組工法によって建築されたもの以外のもの
 - (4) 大臣等の特別な認定を得た工法によって建築されたもの以外のもの
- *プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法、鉄骨等を含む混構造の住宅は対象外です。

3. 対象者

町内に居住し、対象となる住宅の所有者で町税等の滞納がない方が対象となります。

*申込者については、町税等の納税状況について調査をさせていただきます。

4. 診断費用

個人負担金として1棟あたり3,000円必要です。

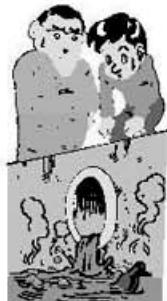
5. 申し込み

- (1) 期間 申し込み件数が定数（16年度中100戸）に達するまで、随時受け付けいたします。
- (2) 申し込み先 総務課（☎893-1113）
吾北総合支所地域振興課（☎867-2314）
本川総合支所住民課（☎869-2112）
- (3) 必要書類 本庁、各総合支所・出張所で配付の申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。

6. 注意事項

- (1) 耐震診断のため派遣する診断士は、1級、2級及び木造建築士で、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県へ登録されている者です。
- (2) 派遣された診断士は、耐震診断のみを行います。診断以外の「耐震補強計画」や「補強設計」等は行いません。
- (3) 本事業は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務づけるものではありません。
- (4) この事業による診断は、大規模な地震に対して、住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。
- (5) 町から耐震診断について各家庭に訪問・電話等により勧説をすることはありません。

高知県のきれいな川や海を守るために、生活排水について考えてみませんか。



川や海を汚す主な原因は、家庭から出る生活排水といわれています。

例えば、台所でお椀一杯のみそ汁を流すと、魚がすめる水質を取り戻すためには、浴槽4.7杯分（1杯300リットル）の水が必要になります。使用済みの食用油（200ミリリットル）を流せば、浴槽200杯の水が必要です。

しかし、高知県では、約半分の世帯でしか浄化処理が行われていません。そこで、県及び市町村は、下水道などの集合処理方式での整備と、集合処理方式以外の区域では、生活雑排水とトイレの汚水を併せて処理する「浄化槽」の設置を推進しています。

昨年高知県では、各市町村ごとに生活排水処理構想を見直し策定しました。今後は、この構想に基づき生活排水処理の普及促進に努めます。なお、各市町村ごとの生活排水処理構想は各市町村担当課でお問い合わせください。また、県庁県民室で閲覧（名称：高知県全県域生活排水処理構想）しておりますのでご利用ください。

高知県のきれいな川や海を守るために、生活排水について考えてみませんか。また、すでに下水道等の整備されている地域の方は下水道等への接続を、浄化槽を設置されている方は、浄化槽が元気に働き続けられるように、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を定期的に実施してください。

なお、平成13年4月から、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は禁止されましたのでご注意ください。

高知県下水道課（☎823-9851）

下水道課ホームページ <http://www.pref.kochi.jp/~gesuidou/>